

飯塚市事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武井政一

飯塚市規則第16号

飯塚市事務分掌規則の一部を改正する規則

飯塚市事務分掌規則(平成18年飯塚市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部の組織)</p> <p>第2条 飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)第1条に規定する部の組織は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p> 企画政策室</p> <p> <u>企画政策担当</u></p> <p> 企画政策担当 企画係 秘書係</p> <p> <u>シティプロモーション担当</u></p> <p> <u>シティプロモーション担当</u> 情報発信係</p> <p> <u>ふるさと応援係</u></p> <p>総務課・防災安全課 (略)</p> <p>人事課</p> <p> 人事担当 <u>職員係</u> 人材・育成係</p> <p>情報管理課</p> <p> <u>DX推進係</u> 電算管理係</p> <p>(2) 行政経営部</p> <p> 財政課～公民連携推進室 (略)</p>	<p>(部の組織)</p> <p>第2条 飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)第1条に規定する部の組織は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p> 企画政策室</p> <p> 企画政策担当 企画係 秘書係</p> <p> <u>シティプロモーション推進担当</u></p> <p>総務課・防災安全課 (略)</p> <p>人事課</p> <p> 人事担当 <u>職員1係</u> <u>職員2係</u> 人材・育成係</p> <p>情報管理課</p> <p> <u>情報発信係</u> 電算管理係</p> <p>(2) 行政経営部</p> <p> 財政課～公民連携推進室 (略)</p>

(3) 経済部

公営競技事業所～商工観光課 (略)

農林振興課

農政係 農林振興係 農地政策係 市場管理事務所

(4) 市民協働部

人権・同和政策課・男女共同参画推進課 (略)

まちづくり推進課

自治会支援係 まちづくり協議会支援担当

鎮西交流センター係

菰田交流センター係 立岩交流センター係 飯塚東交流センター係

飯塚片島交流センター係 鯉田交流センター係 穂波交流センター係

筑穂交流センター係 庄内交流センター係 穎田交流センター係

調整給付臨時対策室

調整給付臨時対策担当

(3) 経済部

公営競技事業所～商工観光課 (略)

特産品振興・ふるさと応援課

特産品振興係 ふるさと応援係

農林振興課

農政係 農林振興係 市場管理事務所

(4) 市民協働部

人権・同和政策課・男女共同参画推進課 (略)

まちづくり推進課

自治会支援係 まちづくり協議会支援係

二瀬交流センター係 幸袋交流センター係 鎮西交流センター係

菰田交流センター係 立岩交流センター係 飯塚東交流センター係

飯塚片島交流センター係 鯉田交流センター係 穂波交流センター係

筑穂交流センター係 庄内交流センター係 穎田交流センター係

指定管理・法人化推進担当

市民活動支援課～スポーツ振興課（略）

(5) 市民環境部

市民課～環境整備課（略）

環境対策課

総務係 環境美化係 業務係

環境センター総務係 環境センター業務係

(6) こども未来部

こども若者支援課

こども若者政策係 こども手当係

こども家庭課

こども家庭相談係 母子保健1係 母子保健2係

母子保健総務係

こども家庭センター担当

保育課（略）

(7) 福祉部

福祉政策課（略）

高齢者支援課

指定管理・法人化推進担当

市民活動支援課～スポーツ振興課（略）

(5) 市民環境部

市民課～環境整備課（略）

環境対策課

総務係 環境美化係 業務係 廃棄物対策担当

環境センター総務係 環境センター業務係

(6) こども未来部

こども政策課

こども政策係

こども家庭課

こども手当係 こども家庭相談係 母子保健係

母子保健総務係 青少年対策担当

こども家庭センター担当

保育課（略）

(7) 福祉部

福祉政策課（略）

高齢者支援課

高齢総務係 高齢者支援1係 高齢者支援2係

介護保険課～健幸保健課（略）

(8) 都市建設部

建設政策課～建築課（略）

都市計画課

計画指導係 公園街路係

飯塚駅周辺整備推進室

飯塚駅周辺整備推進担当

農業土木課（略）

2（略）

3 飯塚市福祉事務所条例（平成18年飯塚市条例第113号）第2条に規定する福祉事務所の所掌事務については、第1項第6号のこども未来部こども家庭課、保育課、同項第7号の福祉部高齢者支援課、社会・障がい者福祉課、生活支援課及び次条各号の市民窓口課をもって充てる。

（支所の組織）

第3条 飯塚市支所設置条例第2条に規定する支所の組織は、次のとおりとする。

高齢総務係 高齢者支援係

介護保険課～健幸保健課（略）

(8) 都市建設部

建設政策課～建築課（略）

都市計画課

都市政策係 公園街路係

飯塚駅周辺整備推進室

飯塚駅周辺整備推進担当

農業土木課（略）

2（略）

3 飯塚市支所及び出張所設置条例（平成18年飯塚市条例第8号）第2条に規定する出張所は、市民環境部市民課の所管とする。

4 飯塚市福祉事務所条例（平成18年飯塚市条例第113号）第2条に規定する福祉事務所の所掌事務については、第1項第6号のこども未来部こども家庭課、保育課、同項第7号の福祉部高齢者支援課、介護保険課、社会・障がい者福祉課、生活支援課及び次条各号の市民窓口課をもって充てる。

（支所の組織）

第3条 飯塚市支所及び出張所設置条例第2条に規定する支所の組織は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(部の事務分掌)

第4条 第2条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

企画政策室

企画政策担当

企画政策担当

(1)～(3) (略)

企画係・秘書係 (略)

シティプロモーション担当

シティプロモーション担当

(1) (略)

情報発信係

(1) 広報・広聴に関すること。

(2) 広報関係刊行物の発行に関すること。

(3) 報道関係との連絡に関すること。

ふるさと応援係

(1) ふるさと応援寄附事業に関すること。

(2) 企業版ふるさと納税に関すること。

(1)～(4) (略)

(部の事務分掌)

第4条 第2条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

企画政策室

企画政策担当

(1)～(3) (略)

企画係・秘書係 (略)

シティプロモーション推進担当

(1) (略)

総務課・防災安全課（略）

人事課

人事担当

(1)～(11)（略）

(12) 会計年度任用職員の任用及び人事記録に関すること。

人材・育成係（略）

職員係

(1)～(14)（略）

情報管理課

DX推進係

(1) 電子計算組織運営委員会に関すること。

(2) 地域情報化に関すること。

(3) 情報通信技術の活用に係る総合的な企画及び調整に関すること。

総務課・防災安全課（略）

人事課

人事担当

(1)～(11)（略）

人材・育成係（略）

職員1係 職員2係

(1)～(14)（略）

(15) 会計年度任用職員の任用及び人事記録に関すること。

情報管理課

情報発信係

(1) 広報・広聴に関すること。

(2) 広報関係刊行物の発行に関すること。

(3) 報道関係との連絡に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

電算管理係

(1)～(4) (略)

(5) 課の庶務に関すること。

行政経営部

財政課～公民連携推進室 (略)

経済部

公営競技事業所～国際政策課 (略)

商工観光課

商工係

(1)～(13) (略)

(14) 特産品等のブランド化に関すること。

(15) 課の庶務に関すること。

電算管理係

(1)～(4) (略)

(5) 電子計算組織運営委員会に関すること。

(6) 地域情報化に関すること。

(7) 情報通信技術の活用に係る総合的な企画及び調整に関すること。

行政経営部

財政課～公民連携推進室 (略)

調整給付臨時対策室

調整給付臨時対策担当

(1) 定額減税を補足する給付(調整給付)に関すること。

(2) 室の庶務に関すること。

経済部

公営競技事業所～国際政策課 (略)

商工観光課

商工係

(1)～(13) (略)

経済データ分析係 (略)

観光係

(1)～(5) (略)

農林振興課

農政係

(1)～(7) (略)

農林振興係 (略)

農地政策係

(1) 農業振興地域の整備に関すること。

市場管理事務所 (略)

市民協働部

経済データ分析係 (略)

観光係

(1)～(5) (略)

(6) 課の庶務に関すること。

特産品振興・ふるさと応援課

特産品振興係

(1) 特産品等のブランド化に関すること。

(2) 課の庶務に関すること。

ふるさと応援係

(1) ふるさと応援寄附事業に関すること。

(2) 企業版ふるさと納税に関すること。

農林振興課

農政係

(1)～(7) (略)

(8) 農業振興地域の整備に関すること。

農林振興係 (略)

市場管理事務所 (略)

市民協働部

人権・同和政策課・男女共同参画推進課（略）

まちづくり推進課

自治会支援係

(1)～(3)（略）

(4) 交流センターの管理・維持修繕改修に関すること。

(5)（略）

まちづくり協議会支援担当

(1)（略）

(2) 交流センター(鎮西、菰田、立岩、飯塚東、飯塚片島、
鯉田、穂波、筑穂、庄内、颯田交流センター)を統括し、事
務事業の連絡調整を行うこと。

(3)～(5)（略）

交流センター係共通事項～颯田交流センター係（略）

指定管理・法人化推進担当

(1)（略）

(2) 交流センター(二瀬、幸袋交流センター)の事務事業の連
絡調整を行うこと。

市民活動支援課～スポーツ振興課（略）

市民環境部

人権・同和政策課・男女共同参画推進課（略）

まちづくり推進課

自治会支援係

(1)～(3)（略）

(4)（略）

まちづくり協議会支援係

(1)（略）

(2) 交流センター(二瀬、幸袋、鎮西、菰田、立岩、飯塚東、
飯塚片島、鯉田、穂波、筑穂、庄内、颯田交流センター)を
統括し、事務事業の連絡調整を行うこと。

(3)～(5)（略）

(6) 交流センターの管理・維持修繕改修に関すること。

交流センター係共通事項～颯田交流センター係（略）

指定管理・法人化推進担当

(1)（略）

市民活動支援課～スポーツ振興課（略）

市民環境部

市民課

戸籍係 (略)

窓口係

(1)～(17) (略)

(18) (略)

環境整備課

環境推進係

(1)～(8) (略)

(9) 電力契約事務に関すること。

(10) 次亜塩素酸水に関すること。

(11) (略)

環境衛生係

(1)～(13) (略)

(14) 太陽光発電事業に関すること。

(15) 斎場に関すること。

(16) 地域猫活動支援事業に関すること。

環境対策課

総務係

(1)～(9) (略)

市民課

戸籍係 (略)

窓口係

(1)～(17) (略)

(18) 出張所に関すること。

(19) (略)

環境整備課

環境推進係

(1)～(8) (略)

(9) (略)

環境衛生係

(1)～(13) (略)

環境対策課

総務係

(1)～(9) (略)

- (10) 旧一般廃棄物処理施設に関すること。
 - (11) 環境保全協議会に関すること。
 - (12) 一部事務組合に関すること。
 - (13) 一般廃棄物処理計画に関すること。
 - (14) 環境施設の再編整備に関すること。
 - (15) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に関すること。
 - (16) 一般廃棄物(ごみ)の処分業の許可に関すること。
 - (17) (略)
- 環境美化係・業務係 (略)

環境センター総務係・環境センター業務係 (略)

- (10) (略)
- 環境美化係・業務係 (略)
- 廃棄物対策担当
- (1) 旧一般廃棄物処理施設に関すること。
 - (2) 環境保全協議会に関すること。
 - (3) 一部事務組合に関すること。
 - (4) 一般廃棄物処理計画に関すること。
 - (5) 環境施設の再編整備に関すること。
 - (6) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に関すること。
 - (7) 一般廃棄物(ごみ)の処分業の許可に関すること。
- 環境センター総務係・環境センター業務係 (略)

医療保険課（略）

こども未来部

こども若者支援課

こども若者政策係

- (1) こども審議会に関すること。
- (2) こども計画に関すること。
- (3) 少子化対策施策の総合的な調整に関すること。
- (4) こども・若者の健全育成に関すること。
- (5) こども・若者プラザいづかの管理運営に関すること。
- (6) 地域補導に関すること。

こども手当係

- (1) 子ども手当及び児童手当に関すること。

医療保険課（略）

こども未来部

こども政策課

こども政策係

- (1) こども審議会に関すること。
- (2) こども計画に関すること。
- (3) 新たな子育て支援事業に関すること。
- (4) 青少年相談施設の総合的な調整に関すること。
- (5) 少子化対策施策の総合的な調整に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

- (2) 児童扶養手当に関すること。
- (3) 特別児童扶養手当に関すること。
- (4) 子どもに関する給付金等に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

こども家庭課

こども家庭相談係 (略)

母子保健1係 母子保健2係

(1)～(5) (略)

母子保健総務係

(1)～(3) (略)

(4) 課の庶務に関すること。

こども家庭課

こども手当係

- (1) 子ども手当及び児童手当に関すること。
- (2) 児童扶養手当に関すること。
- (3) 特別児童扶養手当に関すること。
- (4) 子どもに関する給付金等に関すること。
- (5) 課の庶務(予算・決算を除く。)に関すること。

こども家庭相談係 (略)

母子保健係

(1)～(5) (略)

母子保健総務係

(1)～(3) (略)

(4) 課の庶務(予算・決算)に関すること。

青少年対策担当

- (1) 青少年対策に関すること。
- (2) 青少年健全育成に関すること。

こども家庭センター担当 (略)

保育課

保育給付係

(1)～(4) (略)

(5) 特定教育・保育施設等の給付及び助成(病児保育事業及び医療的ケア児保育支援事業に関するものを除く。)に関すること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) 保育士確保対策事業に関すること。

(9) (略)

(10) 乳児等通園支援事業に係る特定事業者の確認、給付及

(3) 青少年相談施設の管理運営に関すること。

(4) 地域補導に関すること。

(5) 他の係に属さない子育て支援に関すること。

こども家庭センター担当 (略)

保育課

保育給付係

(1)～(4) (略)

(5) 特定教育・保育施設等の給付及び助成に関すること。

(6) 特定教育・保育施設等の保育料決定及び調定に関するこ
と。

(7) (略)

(8) (略)

(9) 修学資金貸付に関すること。

(10) 生活資金貸付に関すること。

(11) 就職支援金に関すること。

(12) (略)

び助成に関すること。

(11) 特定乳児等通園支援事業者の指導及び監督に関するこ
と。

(12) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付
認定(教育認定に限る。)に関すること。

(13) 教育・保育関係団体及び保幼小の連携に関すること。

(14) 多子世帯の認可外保育施設等利用料助成事業に関する
こと。

(15) 課の庶務(予算・決算を除く。)に関すること。

保育・こども園係

(1)・(2) (略)

(3) 特定教育・保育施設等の保育料決定及び調定に関するこ
と。

(4) (略)

(5) 児童福祉法に基づく施設の認可に関すること。(他の所
管に属するものを除く)

(6) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認
定(保育認定に限る。)に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

保育・こども園係

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) 利用者支援(保育サービス)に関すること。

(5) 幼稚園との連絡調整に関すること。

- (7) 乳児等支援給付に係る支援給付認定に関すること。
- (8) 公立保育所の乳児等通園支援事業に係る利用料の決定及び調定に関すること。
- (9) 公立保育所の乳児等通園支援事業に係る利用料の徴収に関すること。
- (10) 特定教育・保育施設等の利用に関すること。
- (11) 病児保育事業に関すること。
- (12) 医療的ケア児保育支援事業に関すること。
- (13) 認可外保育施設との連絡調整に関すること。
- (14) 課の庶務(予算・決算)に関すること。

保育指導担当

(1)・(2) (略)

(3) 利用者支援(保育サービス)に関すること。

(4) 認可外保育施設等の指導及び監督に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

菰田保育所、穂波東保育所、筑穂保育所・庄内こども園、
顛田こども園 (略)

福祉部

福祉政策課

福祉政策係

保育指導担当

(1)・(2) (略)

菰田保育所、穂波東保育所、筑穂保育所・庄内こども園、
顛田こども園 (略)

福祉部

福祉政策課

福祉政策係

(1)～(3) (略)

(4) 福祉部の業務効率化に係る企画及び調整に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

高齢者支援課

高齢総務係

(1)～(4) (略)

(5) 地域包括ケアシステム推進会議に関すること。

(6) 避難行動要支援者の個別避難計画に関すること。

(7) (略)

高齢者支援1係

(1) 高齢者の権利擁護に関すること。

(2) 在宅医療介護連携に関すること。

(3)・(4) (略)

(5) 高齢者福祉サービスに関すること。

(6) (略)

(7) (略)

高齢者支援2係

(1)～(3) (略)

高齢者支援課

高齢総務係

(1)～(4) (略)

(5) (略)

高齢者支援係

(1) 地域支援事業に関すること。

(2) 地域包括ケアに関すること。

(3)・(4) (略)

(5) 高齢者の見守り体制に関すること。

(6) 避難行動要支援者の個別避難計画に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

- (1) 高齢者の介護予防に関すること。
- (2) 生活支援体制の整備に関すること。
- (3) 認知症施策に関すること。
- (4) 高齢者の見守り体制に関すること。
- (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。

介護保険課～健幸保健課（略）

都市建設部

建設政策課・住宅課（略）

土木管理課

総務係

- (1) 道路、河川、雨水・排水等の事務手続に関すること。
- (2)～(7)（略）
- (8) 道路、河川及び雨水・排水敷の寄附採納、売買、交換等の事務手続に関すること。
- (9)～(13)（略）

道路維持係・施設維持係（略）

河川維持係

- (1) 河川、雨水・排水等の維持管理及び苦情処理に関すること。

介護保険課～健幸保健課（略）

都市建設部

建設政策課・住宅課（略）

土木管理課

総務係

- (1) 道路、河川、下水道等の事務手続に関すること。
- (2)～(7)（略）
- (8) 道路、河川及び下水道敷の寄附採納、売買、交換等の事務手続に関すること。
- (9)～(13)（略）

道路維持係・施設維持係（略）

河川維持係

- (1) 河川、下水道等の維持管理及び苦情処理に関すること。

- (2) 河川、雨水・排水等の境界に関する事。
- (3) (略)
- (4) 河川、雨水・排水等の災害復旧事業及び鉱害復旧事業に関する事。
- (5) 河川、雨水・排水等に係る国、県等事業の事務手続及び技術的協議に関する事。
- (6) (略)
- (7) 河川及び雨水・排水敷の寄附採納、売買、交換等に関する事。

境界・開発指導担当

- (1) 道路、河川、雨水・排水の境界協議に関する事。
- (2)～(6) (略)

土木建設課 (略)

建築課

総務係

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

- (2) 河川、下水道等の境界に関する事。
- (3) (略)
- (4) 河川、下水道等の災害復旧事業及び鉱害復旧事業に関する事。
- (5) 河川、下水道等に係る国、県等事業の事務手続及び技術的協議に関する事。
- (6) (略)
- (7) 河川及び下水道敷の寄附採納、売買、交換等に関する事。

境界・開発指導担当

- (1) 道路、河川、下水道の境界協議に関する事。
- (2)～(6) (略)

土木建設課 (略)

建築課

総務係

- (1) 建築確認業務の現況調査報告書に関する事。
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

建築第1係・建築第2係 (略)

都市計画課

計画指導係

(1)～(18) (略)

公園街路係・飯塚駅周辺整備推進室 (略)

農業土木課 (略)

2 (略)

(防災危機管理監)

第9条 総務部防災安全課に防災危機管理監を置く。

2 防災危機管理監の職務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

建築第1係・建築第2係 (略)

都市計画課

都市政策係

(1)～(18) (略)

公園街路係・飯塚駅周辺整備推進室 (略)

農業土木課 (略)

2 (略)

3 第2条第3項に規定する出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

出張所

(1) 戸籍謄抄本の交付に関すること。

(2) 戸籍の附票の写しの交付に関すること。

(防災危機管理監)

第9条 総務部に防災危機管理監を置く。

2 防災危機管理監の職務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 防災及び危機管理に関する思想の普及並びに防災訓練等の指導及び助言に関すること。

(3)・(4) (略)

(5) 災害等非常時における災害対策(警戒)本部長等への指導及び助言に関すること。

(6) (略)

(7) その他市の防災及び危機管理並びに生活安全施策全般の指導及び助言に関すること。

3 防災危機管理監は、総務部長の命を受け特定事項を処理し、総務部長に事故があるときは、特定事項について職務を代理する。

(2) 防災及び危機管理に関する思想の普及及び啓発並びに防災訓練等の企画、立案及び実施に関すること。

(3)・(4) (略)

(5) 災害等非常時における災害警戒本部長等への指導及び助言に関すること。

(6) (略)

(7) その他市の防災及び危機管理並びに生活安全施策全般に関すること。

3 防災危機管理監は、上司の命を受け特定事項を処理し、総務部長に事故があるときは、特定事項について職務を代理する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。